

浜松市上下水道部管理規程第4号

浜松市上下水道部職員の退職手当の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

浜松市上下水道部職員の退職手当の支給等に関する規程の一部を改正する規程

浜松市上下水道部職員の退職手当の支給等に関する規程（昭和42年浜松市水道部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（条例第15条第2項の規定による退職手当の支給制限）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>当該処分の内容を浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>（条例第15条第2項の規定による退職手当の支給制限）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、<u>同項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、当該処分を受けるべき者の氏名及び管理者が当該処分に係る第2項の書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」</u></p>

という。)を上下水道部の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(上下水道部の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を上下水道部の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(1) 上下水道部の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

- 1 この規程は、令和8年5月21日から施行する。

2 改正後の第11条第3項及び第4項の規定は、この規程の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(あらし)

この規程は、退職手当の支給を制限する場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しない場合の通知方法に、インターネットを利用する方法及び電子計算機の影像面に表示する方法を追加するものです。